

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cの構内下請事業場であるD会社E作業所に雇用され、製造作業員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、天井クレーンを使用し台車に重さ約150kgの金型を載せた後、二つ目の金型を載せようとしたところ、台車がひっくり返り、台車の取っ手が左膝にぶつかり、さらに、台車を元に戻そうと台車を持ち上げたところ腰に痛みを感じた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、当日はそのまま作業を続け、3日経過した同月〇日、F医院に受診し、「腰椎捻挫」と診断されて加療した後、複数の医療機関に受診し、いずれも「腰椎椎間板ヘルニア」と診断されて加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、平成〇年〇月頃から、憂うつ、不眠等の症状が出現したとして、G病院に受診し、「身体化障害」と診断された。請求人は、精神障害を発病したのは本件災害による受傷が原因であるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害及び発病の時期について、H医師は、意見書において、疾患名をICD-10の診断ガイドラインに照らして「F45.0 身体化障害」であるとし、受診時には既に身体症状は持続、固定化していたため、発病の時期は不詳であるとしているのに対し、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、H医師の所見及び請求人の申立て等を踏まえて、平成〇年〇月頃に「F45.0 身体化障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨の意見を述べている。

当審査会としては、請求人自身が平成〇年〇月頃からイライラ、憂鬱等の症状が続いた旨申述していること、Jもうつの症状がはっきりと出始めたのは平成〇年〇月頃からと記憶していると申述していること、さらに医証等に鑑み、I医師の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人は、意見書において、抑うつ状態が平成〇年〇月頃に現れた旨、また、Jの申述は強要（誘導）されたものである旨主張しているが、それを裏付ける資料はなく、採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月2

6日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 業務による心理的負荷については、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおりであり、その要旨は、以下のとおりであって、当審査会としても妥当であると判断する。

ア 請求人は、本件疾病の発病前6か月間においては、休業して腰椎椎間板ヘルニアの療養をしていたものであり、これを認定基準の別表1の「業務による心理的負荷表」の具体的出来事に当てはめると、「(重度の)病気やケガをした」に該当することとなり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」とされている。

イ しかしながら、請求人が腰部を負傷したのは平成○年○月○日であり、本件疾病を発病する4年余り前のことである。当該災害の状況は、請求人によると、当日の午前8時45分頃、天井クレーンを使用して、最初の金型(約150キロ)を台車に載せた後に2つめの金型(1つめの金型より大きい)を載せようとしたところ、台車がひっくり返り、台車の取っ手の部分が右膝にぶつかり、元に戻そうと台車を持ち上げた時に腰を痛めたとのことである。請求人は、負傷後も作業を継続し、負傷の3日後に初めて医療機関を受診しており、また、医療機関に通院しながら就労していたという事実を鑑みると、腰部の負傷の程度は重度なものであったとは認められない。

ウ 請求人は、業務上とされた「腰椎椎間板ヘルニア」が平成○年○月○日に治ゆ(症状固定)した後、残存する障害(疼痛等)について監督署長に対し障害補償給付の請求を行い、監督署長は障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」との処分を行った。請求人は、当該処分を不服として審査請求を行うも棄却され、障害等級は第12級と決定されている。

エ 以上のとおり、腰部の負傷の程度は重度なものではなく、後遺障害の程度も障害等級第12級とされているものであり、業務に従事することが困難であったとはいえない。したがって、当審査会としては、業務上とされた「腰椎椎間板ヘルニア」により長期間の療養を余儀なくされ、多分に心因性によるものとされる疼痛のために社会復帰が困難であったことを考慮しても、休業して腰椎椎間板ヘルニアの療養をしていた出来事の心理的負荷の総合評

価は、「中」程度であると判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としては請求人の業務による心理的の強度は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人の意見書における主張について子細に検討するも上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。